

糸島市補助金設計書

所管課 文化課

補助金名称	民俗芸能保存会育成補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市文化財保護条例、糸島市文化財保護事業等補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標 5 __みんなの力で進める協働のまちづくり

政策 5 __文化・芸術の創造

施策⑩__文化財の保護を推進し、積極的に情報を発信する

1 補助の目的

伝統的な民俗行事は一度廃れると再生することが困難であるが、様々な要因からその継続が危ぶまれている。よって、国、県及び市の無形民俗文化財に指定される伝統的な民俗行事の保存団体に対し資金的な補助をすることにより、阻害要因のひとつを軽減し、行事を継承し後世に伝えることを目的とする。

2 成果指標

成果指標：民俗行事の実施回数
目標値：高祖神楽は年2回、その他は1回

3 補助対象事業・補助対象者

国、県及び市の文化財に指定される無形民俗文化財のうち、下記の民俗行事を補助対象事業とする。()内は補助対象者である保存団体を示す。 ※現在、国指定の文化財はない。

- ・高祖神楽(高祖神楽保存会)
- ・福井神楽(福井神楽保存会)
- ・大入盆綱引き(大入行政区)
- ・淀川の百々手祭り(淀川行政区)
- ・白糸の寒褌ぎ(白糸行政区)

4 補助対象(外)経費

補助対象経費
補助対象事業に直接要する経費。ただし、人件費は除く。

5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助率は、補助対象経費の50%以内。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和2年度まで